警察署交通指導警察官勤務規程

昭和45年２月27日

本部訓令第３号

（趣旨）

第１条　この訓令は、警察署における交通指導警察官の勤務等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において「交通指導警察官」とは、警察署交通課（地域交通課を含む。）に勤務する警察官のうち、主として街頭における交通警察活動に従事する警部補以下の階級にある者をいう。

（任務）

第３条　交通指導警察官は、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、次の任務を行うものとする。

(１)　交通の指導取締り

(２)　交通の整理

(３)　交通情報の収集

(４)　交通事故の処理

(５)　交通信号機及び道路標識等の適正な維持管理

（交通警察官詰所）

第４条　交通指導警察官の勤務拠点として、別表のとおり交通警察官詰所（以下「交通詰所」という。）を設置する。

（交通要点の設定）

第５条　警察署長（以下「署長」という。）は、交通事故が多発している交差点を交通要点として設定するものとする。

（勤務の方法）

第６条　交通指導警察官の勤務の方法は、次のとおりとする。

(１)　移動勤務　交通事故が多発している道路において、徒歩で移動しながら交通の指導取締り、歩行者等の保護誘導、障害危険物の排除、交通整理等を行う勤務

(２)　要点勤務　交通要点において、交通の指導取締り、歩行者等の保護誘導及び交通整理を行う勤務

(３)　機動勤務　道路において、車両を使用して、速度、追越し等の動的違反の指導取締り、マイク設備を活用した警告指導、歩行者等の保護誘導等を行う勤務

(４)　特別勤務　主として特定違反を対象として行う交通検問、定置式速度取締り等の集団取締り及びその他署長の命ずる勤務

（勤務時間割等）

第７条　交通指導警察官の勤務時間割及び勤務方法は、署長が定めるものとする。

２　署長は、交通指導警察官の勤務について、前項の勤務時間割及び勤務方法に基づき、管内の交通実態に即した勤務例を定めるものとする。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、臨時に勤務例の一部を変更することができる。

（勤務計画）

第８条　署長は、交通実態及び交通指導取締りの重点等を勘案して、交通指導警察官の勤務の方法、出退庁時刻、週休日等についての勤務計画をおおむね１か月ごとに定めるものとする。

２　署長は、重大交通事故の続発等交通情勢の変化が予想される場合は、前項の勤務計画を随時補正しなければならない。

（勤務配置）

第９条　交通指導警察官の毎勤務日の勤務配置は、交通課長（地域交通課長を含む。以下同じ。）が行うものとする。

２　前項の勤務配置に当たっては、交通実態に即応した時間、人員等を指定して適正に行わなければならない。

３　警部補の階級にある交通指導警察官は、交通指導警察官の配置状況を勤務配置簿（別記様式第１号）に記録し、交通課長に報告しなければならない。ただし、警部補の階級にある交通指導警察官の配置のない警察署にあっては、交通課長が記録しておくものとする。

（業務日誌）

第10条　警部補の階級にある交通指導警察官（配置のない警察署にあっては、交通課長）は、担当業務の遂行状況を業務日誌（別記様式第２号）に記録し、署長に報告しなければならない。

（勤務心得）

第11条　交通指導警察官は、勤務に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(１)　府民の奉仕者であることを自覚し、洗練された態度を保持し、特に言葉遣いに配意するとともに、服装及び姿勢を常に端正にすること。

(２)　管内の交通実態及び交通事故発生状況その他交通警察の任務遂行上必要な諸般の状況の把握に努めること。

(３)　交通の指導取締りに当たっては、軽微な違反についても看過することなく、その状態に応じた処理を適切に行うこと。

(４)　交通事故の現場処理に必要な書類、巻尺等を携行すること。

(５)　街頭活動における受傷事故の防止に配意するとともに、取締資器材の積極的な活用に努めること。

２　交通指導警察官は、緊急を要する事案処理その他の理由により、指定された勤務拠点等を離れ、又は勤務を変更する必要が生じたときは事前に、事宜によっては事後速やかに、直属幹部に報告して指揮を受けなければならない。

（実施細則）

第12条　署長は、交通部長の承認を得て、この訓令の実施について必要な細則を定めなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、昭和45年３月１日から施行する。

（関係訓令の廃止）

２　交通専務員勤務規程（昭和30年大阪府警察本部訓令第14号）は、廃止する。

附　則（昭和49年７月19日本部訓令第26号）

この訓令は、昭和49年７月22日から施行する。

附　則（昭和50年３月28日本部訓令第10号）

この訓令は、昭和50年４月１日から施行する。

附　則（昭和50年４月１日本部訓令第13号）

（施行期日）

１　この訓令は、昭和50年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の規定によつて作成した用紙で残存するものは、この訓令の定めにかかわらず、当分の間使用することができる。

附　則（昭和51年９月17日本部訓令第18号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、昭和51年９月17日から施行する。

附　則（昭和52年４月１日本部訓令第８号）

この訓令は、昭和52年４月１日から施行する。

附　則（昭和52年５月27日本部訓令第14号）

この訓令は、昭和52年５月27日から施行する。

附　則（昭和53年１月27日本部訓令第１号）

この訓令は、昭和53年２月１日から施行する。

附　則（昭和53年４月21日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和53年４月21日から施行する。

附　則（昭和53年６月30日本部訓令第14号）

この訓令は、昭和53年７月１日から施行する。

附　則（昭和54年３月30日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和54年４月１日から施行する。

附　則（昭和54年６月８日本部訓令第18号）

この訓令は、昭和54年６月８日から施行する。

附　則（昭和54年６月29日本部訓令第21号）

この訓令は、昭和54年６月29日から施行する。

附　則（昭和55年２月１日本部訓令第４号）

この訓令は、昭和55年２月１日から施行する。

附　則（昭和55年３月28日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（昭和55年12月26日本部訓令第28号）

この訓令は、昭和55年12月26日から施行する。

附　則（昭和56年３月27日本部訓令第６号）

この訓令は、昭和56年３月27日から施行する。

附　則（昭和56年３月31日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和56年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年５月15日本部訓令第17号）

この訓令は、昭和56年５月15日から施行する。

附　則（昭和56年６月５日本部訓令第18号）

この訓令は、昭和56年６月５日から施行する。

附　則（昭和57年１月29日本部訓令第４号）

この訓令は、昭和57年２月１日から施行する。

附　則（昭和57年２月26日本部訓令第６号）

この訓令は、昭和57年３月１日から施行する。

附　則（昭和57年３月26日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和57年４月１日から施行する。

附　則（昭和57年８月20日本部訓令第21号）

この訓令は、昭和57年８月20日から施行する。

附　則（昭和57年12月３日本部訓令第26号）

この訓令は、昭和57年12月３日から施行する。

附　則（昭和58年１月21日本部訓令第２号）

この訓令は、昭和58年２月１日から施行する。

附　則（昭和58年３月31日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則（昭和58年４月８日本部訓令第17号）

この訓令は、昭和58年４月８日から施行する。

附　則（昭和59年６月１日本部訓令第18号）

この訓令は、昭和59年８月１日から施行する。

附　則（昭和59年７月６日本部訓令第23号）

この訓令は、昭和59年８月１日から施行する。

附　則（昭和59年11月22日本部訓令第28号）

この訓令は、昭和59年11月22日から施行〔中略〕する。

附　則（昭和60年３月15日本部訓令第10号）

この訓令は、昭和60年４月20日から施行する。

附　則（昭和60年７月12日本部訓令第25号）

この訓令は、昭和60年７月12日から施行する。

附　則（昭和60年11月29日本部訓令第37号）

この訓令は、昭和60年12月１日から施行する。

附　則（昭和60年12月27日本部訓令第43号）

この訓令は、昭和60年12月27日から施行する。

附　則（昭和61年２月28日本部訓令第４号）

この訓令は、昭和61年２月28日から施行する。

附　則（昭和61年11月21日本部訓令第28号）

この訓令は、昭和61年11月27日から施行する。

附　則（昭和62年３月20日本部訓令第５号）

この訓令は、昭和62年３月31日から施行する。

附　則（昭和62年３月27日本部訓令第７号）

この訓令は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則（昭和62年５月８日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和62年５月11日から施行する。

附　則（昭和62年９月25日本部訓令第24号）

この訓令は、昭和62年10月１日から施行する。

附　則（昭和63年１月29日本部訓令第１号）

この訓令は、昭和63年２月１日から施行する。

附　則（昭和63年７月１日本部訓令第22号）

この訓令は、昭和63年７月１日から施行する。

附　則（昭和63年８月19日本部訓令第25号）

この訓令は、昭和63年８月19日から施行する。

附　則（昭和63年11月18日本部訓令第31号）

この訓令は、昭和63年11月18日から施行する。

附　則（平成元年２月10日本部訓令第３号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成元年２月13日から施行する。

附　則（平成元年３月28日本部訓令第７号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成元年５月26日本部訓令第16号）

この訓令は、平成元年６月４日から施行する。

附　則（平成２年３月23日本部訓令第８号）

この訓令は、平成２年４月１日から施行する。ただし、第11条中別表泉南警察署の款阪南インターチェンジ交通警察官詰所の項を削る改正規定は、平成２年３月29日から施行する。

附　則（平成２年６月15日本部訓令第12号）

この訓令は、平成２年６月15日から施行する。

附　則（平成３年１月18日本部訓令第１号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成３年１月18日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の訓令により作成された様式用紙で残存するものは、当分の間使用することができる。

附　則（平成３年５月31日本部訓令第16号）

この訓令は、平成３年６月１日から施行する。

附　則（平成３年９月20日本部訓令第26号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成３年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の訓令により作成された様式用紙で残存するものは、当分の間使用することができる。

附　則（平成３年10月11日本部訓令第29号）

この訓令は、平成３年10月11日から施行する。

附　則（平成４年３月13日本部訓令第４号）

この訓令は、平成４年３月13日から施行する。

附　則（平成４年３月31日本部訓令第15号）

この訓令は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成４年７月31日本部訓令第27号）

この訓令は、平成４年８月１日から施行する。

附　則（平成４年10月23日本部訓令第35号）

この訓令は、平成４年10月23日から施行する。

附　則（平成４年10月30日本部訓令第39号）

この訓令は、平成４年11月１日から施行する。

附　則（平成４年12月４日本部訓令第45号）

この訓令は、平成４年12月４日から施行する。

附　則（平成５年１月29日本部訓令第２号）

この訓令は、平成５年１月29日から施行する。

附　則（平成５年３月26日本部訓令第７号）

この訓令は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成５年12月24日本部訓令第32号）

この訓令は、平成５年12月24日から施行する。

附　則（平成６年３月25日本部訓令第10号）

この訓令は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成７年１月13日本部訓令第２号）

この訓令は、平成７年１月13日から施行する。

附　則（平成７年３月31日本部訓令第14号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成７年６月９日本部訓令第24号）

この訓令は、平成７年６月９日から施行する。

附　則（平成８年１月26日本部訓令第１号）

この訓令は、平成８年１月26日から施行する。

附　則（平成８年４月12日本部訓令第15号）

この訓令は、平成８年４月12日から施行する。

附　則（平成８年９月20日本部訓令第29号）

この訓令は、平成８年９月20日から施行する。

附　則（平成８年10月18日本部訓令第30号）

この訓令は、平成８年10月18日から施行する。

附　則（平成９年４月11日本部訓令第21号）

この訓令は、平成９年４月11日から施行する。

附　則（平成９年５月２日本部訓令第23号）

この訓令は、平成９年５月２日から施行する。

附　則（平成９年７月25日本部訓令第27号）

この訓令は、平成９年７月25日から施行する。

附　則（平成11年10月１日本部訓令第24号）

この訓令は、平成11年10月１日から施行する。

附　則（平成12年６月30日本部訓令第16号）

この訓令は、平成12年７月１日から施行する。

附　則（平成13年３月16日本部訓令第９号）

この訓令は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成13年７月27日本部訓令第24号）

この訓令は、平成13年７月27日から施行する。

附　則（平成14年10月25日本部訓令第34号）

この訓令は、平成14年10月25日から施行する。

附　則（平成15年３月31日本部訓令第11号）

この訓令は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成15年８月15日本部訓令第22号）

この訓令は、平成15年８月15日から施行する。

附　則（平成16年３月26日本部訓令第13号）

この訓令は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成16年10月１日本部訓令第25号）

この訓令は、平成16年10月１日から施行する。

附　則（平成17年２月４日本部訓令第４号）

この訓令は、平成17年２月４日から施行する。

附　則（平成17年４月８日本部訓令第20号）

この訓令は、平成17年４月８日から施行する。

附　則（平成18年３月31日本部訓令第10号）

この訓令は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月31日本部訓令第18号）

この訓令は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年12月22日本部訓令第40号）

この訓令は、平成19年１月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日本部訓令第16号）

この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年４月20日本部訓令第17号）

この訓令は、平成19年４月25日から施行する。

附　則（平成20年３月21日本部訓令第９号）

この訓令は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月28日本部訓令第15号）

この訓令は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月27日本部訓令第14号）

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年９月24日本部訓令第17号）

この訓令は、平成22年10月１日から施行する。

附　則（平成23年５月27日本部訓令第14号）

この訓令は、平成23年６月１日から施行する。

附　則（平成26年６月６日本部訓令第23号）

この訓令は、平成26年６月６日から施行する。

附　則（平成27年３月６日本部訓令第５号）

この訓令は、平成27年３月６日から施行する。

附　則（平成27年12月４日本部訓令第39号）

この訓令は、平成27年12月４日から施行する。

附　則（平成29年３月24日本部訓令第８号）

この訓令は、平成29年３月24日から施行する。

附　則（平成31年４月１日本部訓令第23号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年10月２日本部訓令第24号）

この訓令は、令和２年10月２日から施行する。

附　則（令和３年３月26日本部訓令第15号）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

交通警察官詰所の名称及び位置

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所轄警察署 | 名称 | 位置 |  |
|  | 天満警察署 | 桜橋交通警察官詰所 | 大阪市北区曽根崎新地一丁目４番12号（ＪＲ北新地駅構内） |  |
|  | 福島警察署 | 上福島交通警察官詰所 | 大阪市福島区福島七丁目11番57号 |  |
|  | 東警察署 | 天満橋交通警察官詰所 | 大阪市中央区天満橋京町１番１号 |  |
|  | 南警察署 | 新橋交通警察官詰所 | 大阪市中央区南船場四丁目４番（長堀駐車場内） |  |
|  |  | 難波三丁目交通警察官詰所 | 大阪市中央区難波三丁目７番15号 |  |
|  | 大正警察署 | 大正駅前交通警察官詰所 | 大阪市大正区三軒家西一丁目２番３号 |  |
|  | 浪速警察署 | 日本橋四丁目交通警察官詰所 | 大阪市浪速区日本橋四丁目10番13号 |  |
|  |  | 大国町交通警察官詰所 | 大阪市浪速区敷津東三丁目７番７号 |  |
|  |  | 芦原橋交通警察官詰所 | 大阪市浪速区芦原一丁目４番６号 |  |
|  | 西淀川警察署 | 出来島交通警察官詰所 | 大阪市西淀川区出来島三丁目２番99号 |  |
|  | 淀川警察署 | 十三南交通警察官詰所 | 大阪市淀川区新北野一丁目１番24号 |  |
|  | 城東警察署 | 蒲生四丁目交通警察官詰所 | 大阪市城東区今福西三丁目１番34号 |  |
|  | 阿倍野警察署 | 西田辺交通警察官詰所 | 大阪市阿倍野区阪南町五丁目22番３号 |  |
|  | 住之江警察署 | 玉出交通警察官詰所 | 大阪市住之江区粉浜一丁目５番46号 |  |
|  | 平野警察署 | 平野宮町交通警察官詰所 | 大阪市平野区平野宮町一丁目９番33号 |  |
|  | 吹田警察署 | 広芝町交通警察官詰所 | 吹田市江の木町１番 |  |
|  | 堺警察署 | 一条通交通警察官詰所 | 堺市堺区一条通12番４号 |  |
|  | 高石警察署 | 臨海交通警察官詰所 | 高石市高砂一丁目４番地 |  |
|  | 貝塚警察署 | 西町交通警察官詰所 | 貝塚市西町13番12号 |  |
|  | 羽曳野警察署 | 白鳥交通警察官詰所 | 羽曳野市白鳥二丁目１番１号 |  |
|  | 守口警察署 | 大日交通警察官詰所 | 守口市大日東町100番地 |  |